三　災害その他の事象が発生した場合における金融商品取引所グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第八十七条の四の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金融商品取引所における当該金融商品取引所グループに属する会社（金融商品会員制法人を含む。）の役員及び従業員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書）

第五十四条　［略］

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）

イ　申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合　当該法人に関する次に掲げる書類

［(1)～(8)　略］

(9)　外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(13)において同じ。）にあっては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

［(10)～(13)　略］

［ロ・ハ　略］

［二～四　略］

（金融商品取引所持株会社による金融商品取引所持株会社グループの経営管理の内容等）

第六十条の二　法第百六条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引所持株会社グループに属する金融商品取引所に係る自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針

二　金融商品取引所持株会社グループの業務に係る損失の危険の管理に係る方針

三　災害その他の事象が発生した場合における金融商品取引所持株会社グループの危機管理に係る体制の整備に係る方針

2　法第百六条の二十三第四項第三号に規定する内閣府令で定める体制は、当該金融商品取引所持株会社における当該金融商品取引所持株会社グループに属する会社の役員及び従業員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。

（金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等）

第六十一条　［略］

2　法第百六条の二十四第四項の承認を受けようとする金融商品取引所持株会社は、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　当該承認に係る外国会社を引き続き子会社とする理由を記載した書面

二　当該承認に係る外国会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該承認に係る外国会社に関する前項第三号イからトまでに掲げる書類

四　その他参考となるべき事項を記載した書類

3　［略］

（株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書）

第五十四条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

［(1)～(8)　同上］

(9)　外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(13)において同じ。）にあっては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

［(10)～(13)　同上］

［ロ・ハ　同上］

［二～四　同上］

［条を加える。］

（金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等）

第六十一条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］